

土石、廃棄物及び再生資源の堆積について

1 土石、廃棄物及び再生資源の堆積についての現状

近年、歴史的風土特別保存地区内等において、土石のほか建設廃材、廃車等の廃棄物又は再生資源の堆積が行われてきており、歴史的風土の保存を図っていく上で支障を及ぼす例が生じている。

【堆積行為の事例】(「古都保存の現況について」参照)

歴史的風土特別保存地区における土石の堆積(神奈川県鎌倉市)

歴史的風土特別保存地区における土石等建設資材の堆積(奈良県奈良市)

歴史的風土特別保存地区(第2種)における廃車等の堆積(奈良県明日香村)

歴史的風土特別保存地区における建設廃材、廃車等の堆積(京都府京都市)

2 土石、廃棄物及び再生資源の定義・内容

(1) 土石

(2) 廃棄物 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項)

ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの(放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。)をいう。

(3) 再生資源 (資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項)

使用済物品等又は副産物のうち有用なものであって、原材料として利用することができるもの又はその可能性のあるものをいう。

使用済物品等

一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄された物品(放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。)をいう。

副産物

製品の製造、加工、修理若しくは販売、エネルギーの供給又は土木建築に関する工事(以下「建設工事」という。)に伴い副次的に得られた物品(放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。)をいう。

3 「風致地区」及び「緑地保全地区」等における土石、廃棄物又は再生資源の堆積に対する行為制限の内容（案）

(1) 「風致地区」及び「緑地保全地区」等の概要

風致地区の概要

地区・地域	地区・地域の概要	現行規制の内容
風 致 地 区	都市における風致を維持するための地域地区で、樹林地、樹木に富める土地や、水面を含む水辺地、農地その他市民意識からする郷土意識の高い土地であって、良好な自然的景観を形成している土地の区域のうち、都市における土地利用計画、都市環境の保全を図るため風致の維持が必要な区域について都市計画に定められたもの	許可制 <ul style="list-style-type: none"> ・建築物等の建築 ・土地の形質変更 ・木竹の伐採 ・土石類の採取 ・水面埋立、干拓 ・屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積 ・建築物等の色彩変更

緑地保全地区等の概要

地区・地域	地区・地域の概要	現行規制の内容
緑地保全地区及び近郊緑地特別保全地区	緑地保全地区は、良好な自然的環境を形成している樹林地、草地等のうち、無秩序な市街地化の防止や公害又は災害の遮断・避難地帯等の機能を有するもの、伝統的又は文化的意義を有するもの、風致・景観に優れているもの、動植物の生息地等であるもの等に該当し、保全の必要性が高いとして都市計画に定められたもの。 近郊緑地特別保全地区は、下記の近郊緑地保全区域のうち保全の必要性が高いものとして都市計画に定められた緑地保全地区であり、規制の内容は緑地保全地区と同様である。	許可制 <ul style="list-style-type: none"> ・建築物等の建築 ・土地の形質変更 ・木竹の伐採 ・土石の採取 ・水面埋立、干拓 ・屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積（改正準備中。）
近郊緑地保全区域	首都圏又は近畿圏における良好な自然的環境を形成している樹林地、草地等のうち、無秩序な市街化のおそれが大きく、かつ、これを保全することで得られる住民の健全な心身の保持・増進又は公害・災害の防止における効果が著しい土地の区域として国土交通大臣が指定するもの。	届出・勧告制 (対象となる行為は緑地保全地区に同じ。)

(2) 管理行為・軽易行為、許可基準

風致地区の概要

地区・地域	規制	許可・届出不要の 管理行為・軽易行為(*)	許可基準
風致地区	許可制	政令に規定なし(条例で定めるもの。) 京都市の風致条例における管理・軽易行為は、10 m ² 以下かつ1.5 m以下の堆積	当該堆積を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

緑地保全地区等の概要

地区・地域	規制	許可・届出不要の 管理行為・軽易行為(*) (案)	許可基準
緑地保全地区及び近郊緑地特別保全地区	許可制	・面積 10 m ² 以下かつ高さ 1.5m 以下の堆積 ・建築物の敷地内の高さ 1.5 m 以下の堆積	政令規定なし
近郊緑地保全区域	届出制	・面積 60 m ² 以下かつ高さ 1.5m 以下の堆積 ・建築物の敷地内の高さ 1.5 m 以下の堆積	—

(注)「(*)」 以下は、各地区・地域共通

- ・法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
- ・農林漁業を営むために行う行為

4 歴史的風土特別保存地区等における土石等の堆積に対する行為制限の概要

地区・地域	規制	許可・届出不要の 管理行為・軽易行為(*) (案)	許可基準 (案)
歴史的風土特別保存地区	許可制	・面積 10 m ² 以下かつ高さ 1.5m 以下の堆積 ・建築物の敷地内の高さ 1.5 m 以下の堆積	当該堆積を行う土地及びその周辺の区域における歴史的風土の保存に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
歴史的風土保存区域	届出制	・面積 60 m ² 以下かつ高さ 1.5m 以下の堆積 ・建築物の敷地内の高さ 1.5 m 以下の堆積	—